

サポート要件における課題の解決の認識

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 田上 洋平

裁判例 知財高判平成27年11月24日（平27(行ケ)第10026号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例）

第1. 裁判例の事案と判示内容

1. 事案の概要

発明の名称を「回転角検出装置」とする発明（特許第3438692号。以下、この特許を「本件特許」という。）（特許権者＝被告）の無効審判請求に対する審決の取消訴訟である。

本件の事実関係を時系列に沿って整理すると次のとおりである。

平成12年1月28日 本件特許出願（特願2000-24724号）

平成15年6月13日 本件特許登録（特許第3438692号）

平成24年8月31日 原告 無効審判請求（無効2012-800140号）

平成24年11月30日 被告 訂正請求

平成25年6月17日 審決（第一次）

「請求のとおり訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」

平成25年7月22日 原告 審決取消訴訟出訴

（平成25年(行ケ)第10206号）

平成26年2月26日 審決取消訴訟 請求認容判決

（新規事項の追加訂正 特許法126条5項違反）

平成26年5月22日 被告 訂正請求（以下「本件訂正」という。）

平成27年1月8日 審決（第二次）（以下「本件審決」という。）

「請求のとおり訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」

平成27年2月12日 原告 審決取消訴訟出訴（本件訴訟）

平成27年11月24日 審決取消訴訟 請求認容判決（本件判決）

2. 特許請求の範囲の記載

本件訂正による訂正後の特許請求の範囲は次のとおりである。なお、訂正発明は1～4（請